

トピックス5 原材料名と添加物の見方

食品表示基準では、①「原材料名」と「添加物」をそれぞれ事項名を設けて表示するか、②原材料名欄に原材料と添加物を明確に区分して表示することになりました。

①「原材料名」と「添加物」をそれぞれ事項名を設けて表示

原材料名	いちご、砂糖
添加物	ゲル化剤（ペクチン）、酸化防止剤（ビタミンC）

②原材料名欄に原材料と添加物を区分して表示

区分する方法としては、スラッシュなどの記号の使用や改行する方法等が考えられます。

例 1)スラッシュで区分して表示する方法

原材料名	いちご、砂糖／ゲル化剤（ペクチン）、酸化防止剤（ビタミンC）
------	--------------------------------

例 2)改行して表示する方法

原材料名	いちご、砂糖 ゲル化剤（ペクチン）、酸化防止剤（ビタミンC）
------	-----------------------------------

例 3)別欄に表示する方法

原材料名	いちご、砂糖
	ゲル化剤（ペクチン）、酸化防止剤（ビタミンC）

原材料は、最も一般的な名称で、使用した重量の割合の高い順に表示されています。

添加物は、使用した重量の割合の高い順に表示されており、その表示方法は大きく次の3つに分類されています。

●物質名(その物質名を表示する。)

※物質名は、定められた簡略名(例：塩化カルシウム→塩化 Ca)や、類別名(例：香辛料抽出物→香辛料、スパイス)による表示も認められています。

●用途名(使用の目的・用途を併せて表示する。)

例：甘味料(キシリトール)、着色料(β-カロテン)、保存料(ソルビン酸)等

●一括名(同様の機能・効果を有するものを一括表示する。)

例：香料、酸味料、pH調整剤、乳化剤等

原材料や添加物の中にアレルギーを含む食品（7ページの表示例の中に赤字で表示されている食品）が使用されている場合には、その旨が表示されています。なお、このアレルギーを含む食品の表示に関する詳細については、12ページを御覧ください。

トピックス6 生食用牛肉について

生食用の牛肉(内臓を除く。)には、個別の表示義務が定められており、容器包装に入れて販売されている生食用の牛肉には、「生食用」であることや「一般的に食肉の生食は、食中毒のリスクがあること」、「子供、高齢者、食中毒に対する抵抗力の弱い方は、食肉の生食を控えるべきこと」の注意喚起が表示されています。

また、容器包装に入れていない牛肉を生食用として販売されている場合にも、店舗(飲食店など)の見やすい場所(表示ボード、メニュー、テーブル立てなど)に同様の注意喚起が表示されています。